

## 平成26年第1回森町議会5月会議会議録（第1日目）

平成26年5月15日（木曜日）

開議 午前10時00分

休会 午前10時20分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 議案第 1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 4 議案第 2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

### ○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 菊地 康博 君
2番 山田 誠 君	3番 宮本 秀逸 君
4番 松田 兼宗 君	5番 前本 幸政 君
6番 川村 寛 君	7番 西村 豊 君

8番 木村俊広君	9番 堀合哲哉君
10番 中村良実君	11番 小杉久美子君
12番 長岡輝仁君	13番 三浦浩三君
14番 東秀憲君	15番 黒田勝幸君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	梶谷惠造君
副町長	片野滋君
総務課長	木村浩二君
会計管理者兼 出納室長	釣隆吉君
税務課長補佐	鈴木修一君
収納管理課長	久保康人君
保健福祉課長	山田仁君
保健福祉課参事	住吉英勝君
砂原支所長	川村光夫君
地域振興課長	落合浩昭君

町民サービス課長  
兼保健対策課長            坂   井   定   幸   君

監 査 委 員            池   田   勝   元   君

監査委員書記長            安   藤            仁   君

○出席事務局職員

事 務 局 長            藤   田   司   志   君

議 事 係 長            村   本            政   君

庶 務 係 長            喜   田   和   子   君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

開議 午前10時00分

◎ 開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会は成立しております。

平成26年第1回森町議会5月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中でありましたが、森町議会会議条例第4条第2項の規定により、休会中にかかわらず諸事の都合により5月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、三浦浩三君、14番、東秀憲君を指名します。

◎ 日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会  
に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い  
申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 日程第3 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第1号 森町税条例等の一部を改正する条例制定  
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長補佐（鈴木修一君） それでは、議案第1号 森町税条例等の一部を改正する  
条例についてご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）等の施行に伴い、森町  
税条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、第1条、森町税条例の一部改正の改正点につきましてご説明させていただきます  
ます。条例の朗読を省略させていただきます。森町税条例新旧対照表を資料として提出  
しておりますので、ごらん願います。資料の3ページをお開き願います。条例第23条第2  
項及び第3項、町民税の納税義務者等に係る規定の改正は、法人税法において外国法人の

恒久的施設が定義されたことに伴う規定の整備をしようとするものです。

3 ページ下段の条例第33条第5項、所得割の課税標準に係る規定の改正は、地方税法の改正により適用条文の号ずれによる条文の整備をしようとするものです。

4 ページ上段の条例第34条の4、法人税割の税率に係る規定の改正は、地方法人税の創設に対応した法人町民税に係る法人税割の税率引き下げに伴い、税率を現行の14.7%から12.1%に改めようとするものです。なお、引き下げ相当分は町税の減収につながるものでありますが、引き下げ分は国税として創設され、地方交付税の財源となり、市町村に交付される予定となっております。

4 ページ上段の条例第48条第2項及び第5項、法人の町民税の申告納付に係る規定の改正は、法人税法において外国法人の外国税額控除制度新設に伴う規定の整備をしようとするものです。

4 ページ下段から5 ページ中段の条例第52条第1項、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金に係る規定の改正は、法人税法において外国法人の申告納付制度新設に伴う規定の整備をしようとするものです。

5 ページ中段の条例第57条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正は、地方税法の改正により適用条文の号ずれによる条文の整備をしようとするものです。

5 ページ下段から6 ページ上段の条例第59条、固定資産税の非課税の規定の適用を受け

なくなった固定資産の所有者がすべき申告に係る規定の改正は、地方税法の改正により適用条文の号ずれによる条文の整備をしようとするものです。

6 ページ上段から 7 ページ下段の条例第82条、軽自動車税の税率引き上げに係る規定の改正は、地方税法の改正により最低税額を1,000円から2,000円に引き上げ、その他については税額を1.25倍もしくは1.5倍に引き上げようとするものです。なお、この規定は平成27年4月1日適用とするものです。

7 ページ下段から 8 ページ上段の条例附則第 4 条の 2、公益法人等に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、租税特別措置法の改正により適用条文の項ずれによる条文の整理をしようとするものです。

8 ページ中段から13ページ中段の条例附則第 6 条、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除及び条例附則第 6 条の 2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る規定の削除は、単に課税標準の計算の細目を定めるものであり、地方税法第 3 条の規定により条文を整理しようとするものです。

13ページ下段の条例附則第 7 条の 4、寄附金税額控除における特例控除額の特例に係る規定の改正は、適用条文の項ずれによる条文の整理をしようとするものです。

14ページ上段の条例附則第 8 条第 1 項、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、地方税法の改正により肉用牛の売却による事業所得の町民税の課税の特例について適用期限を平成30年度まで延長しようとするものです。

14ページ下段から15ページ上段の条例附則第10条の2第1号等、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に係る改正は、地方税法の改正により法律で定める上限、下限の範囲内で軽減を定める規定である地域決定型地方税制特例措置、わがまち特例の適用が追加改正されたことによる規定の整備をしようとするもので、法附則第15条第2項第1号は水質汚濁防止法に規定する特定施設または指定地域特定施設で課税標準額となるべき価格に3分の1を乗じて課税標準額に、法附則第15条第2項第2号は大気汚染防止法に規定する指定物質の排出または飛散の抑制に資する施設で課税標準額となるべき価格に2分の1を乗じて課税標準額に、法附則第15条第2項第3号は土壤汚染対策法に規定する特定物質の排出または飛散の抑制に資する施設で課税標準額となるべき価格に2分の1を乗じて課税標準額に、法附則第15条第38項はフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定する総務省令で定められた機器で課税標準額となるべき価格に4分の3を乗じて課税標準額にしようとするものです。

15ページ上段の条例附則第10条の3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の新設は、地方税法の改正により耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額措置に係る規定を追加しようとするものです。

16ページ上段の条例附則第16条、軽自動車税の税率の特例に係る規定の新設は、地方税法の改正により車両番号の指定を受けてから13年を経過した3輪以上の軽自動車につい



て経年車に対する重課に係る規定の追加をしようとするものです。なお、この規定は平成28年4月1日適用とするものです。

16ページ下段から17ページ中段の条例附則第17条の2第1項及び第2項、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、地方税法の改正により優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について適用期限を平成29年度まで延長しようとするものです。

17ページ中段の条例附則第19条第1項、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正は、地方税法の改正により規定の明確化をするための条文の整備をしようとするものです。

18ページ上段の条例附則第19条の2第2項、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の改正は、地方税法の改正により規定の明確化をするための条文の整備をしようとするものです。

18ページ中段から19ページ上段の条例附則第19条の3第2項、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例に係る規定の改正は、地方税法の改正により非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例について相続もしくは遺贈による取得に係る規定の整備をしようとするものです。

19ページ中段の条例附則第21条第1項、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る

固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正は、地方税法の改正により規定の明確化をするための条文の整備をしようとするものです。

19ページ下段の条例附則第21条第2項、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の削除は、地方税法の改正により移行一般社団法人等に係る非課税措置廃止に伴う規定の削除をしようとするものです。

19ページ下段から20ページ中段の条例附則第21条の2、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告に係る規定の改正は、地方税法の改正により適用条文の項ずれによる条文の整備をしようとするものです。

20ページ中段から25ページ中段の条例附則第22条、東日本大震災に係る雑損控除等の特例及び条例附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例及び条例附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例に係る規定の削除は、東日本大震災に係る特例については条例の性格を踏まえ、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き条例には規定しないこととすることから、規定の削除をしようとするものです。

25ページ下段の条例附則第24条、個人の町民税の税率の特例に係る規定の改正は、森町税条例附則第22条から第23条の削除による条の繰り上げをしようとするものです。

25ページ下段から27ページの第2条、森町税条例の一部を改正する条例(平成25年森町

条例第21号)の一部を改正する条例は、地方税法の改正により適用条文の項ずれ、関係法令の用語の整理による条文の整理をしようとするものです。

議案の3枚目からに戻りまして、附則について説明いたします。施行期日、第1号、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものです。

第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条から第6条までは軽自動車税に関する経過措置をそれぞれ規定を整備したものであります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第1号に対する質疑を行います。

○13番(三浦浩三君) 主なところ、説明資料の16ページの軽自動車税のことでちょっと確認したいのですが、これ各市町村税ですね。そのために軽自動車の要はナンバー、函館ナンバーの管内、渡島、檜山全域だと思いますけれども、各市町村との格差、今回上げることによって一律ではないはずなのですが、この辺の格差というものが率として広がったのか、狭まったのか、その辺ご説明願えれば。もし今早急に資料がそろわないよというのであれば、これ新しいものですから、これから各市町村の確定したものが出てくると思いますので、出てからでもいいですので、資料提供してもらいたいなと。若干ですが、その辺説明できればお願いしたいと思います。

○税務課長補佐(鈴木修一君) お答えいたします。

そういう格差等については、まだ把握されておられませんので、後日示したいなと思  
います。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正す  
る条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長補佐（鈴木修一君） 議案第2号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得者に係る保険税軽減の拡充等に関して森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、改正点につきましてご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきます。森町国民健康保険税条例新旧対照表を資料として提出しておりますので、ごらん願います。資料の2ページをお開き願います。条例第18条、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収に係る規定の改正は、適用条項の繰り上げによる条文の整備をしようとするものです。

2ページ中段から5ページ上段の条例第23条第2号及び第3号、国民健康保険税の減額に係る規定の改正は、均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準の改正でありまして、5割軽減の基準については24万5,000円を乗ずる被保険者数に世帯主を含めることとし、2割軽減の基準は被保険者数に乘ずる金額を35万円から45万円に改めようとするものです。

附則についてご説明いたします。施行期日、第1条は、平成26年4月1日から施行する。

第2条は、適用区分の規定を整備したものであります。

以上で説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第4、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎ 休会の宣告

○議長(野村 洋君) これをもちまして平成26年第1回森町議会5月会議に付議された議件の審議は全て終了しました。

よって、平成26年第1回森町議会5月会議を終了いたします。

休会 午前10時20分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

平成26年5月15日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員